

	<h2>ウクライナ避難民への支援 ～見舞金の交付を開始～</h2>
と き	6月29日(水)～令和5年3月31日(金)
<p>区は、29日から、ロシアのウクライナ侵略により、練馬区へ避難されてきた方に対し、「ウクライナ避難民見舞金」を交付する。</p> <p>侵略による精神的苦痛、および日本での生活に様々な不安を抱える避難民に対して見舞金を交付し、見舞の意を表すことを目的とする。</p> <p>金額は1世帯(生計を共にする同一世帯)当たり500,000円。</p>	

【見舞金概要】

- 1 交付対象
令和4年2月24日以降、ウクライナから避難したことを証明できる方
- 2 交付要件
(1) 申請日および交付決定日時点で、練馬区に住民登録し、生活の拠点としていること
(2) 他自治体で見舞金等を受け取っていないこと
- 3 その他
区役所本庁舎9階のウクライナ特別相談窓口にご相談が寄せられた場合等に案内する。

【問合せ】

練馬区 総務課総務係 電話 03-5984-2600